

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（中讃南部地区）椿谷団地第2工区の換地計画を定めた。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成22年1月25日から同年2月15日まで縦覧に供する。

平成22年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀